

三重県発注の建設工事の入札に参加される皆様へ お知らせ

法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出について

令和3年10月1日以降に契約締結を行う建設工事から
「法定福利費を明示した請負代金内訳書」の提出が必要となります。

法定福利費の明示について

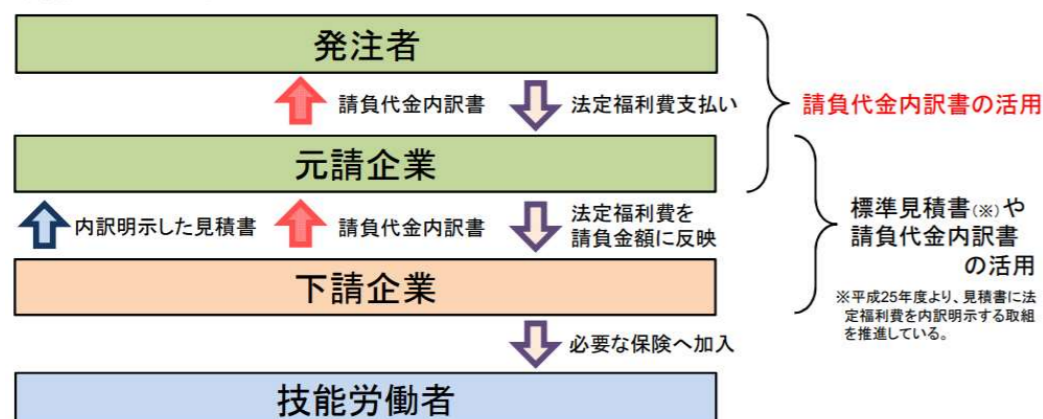
① 社会保険等未加入対策

- 建設業者の社会保険への加入を一層推進していくためには、必要な法定福利費が契約段階でも確保されていることが重要です。
- 建設工事における元請ー下請間では、各専門工事業団体が法定福利費を内訳明示した「標準見積書」を作成しており、その活用が進展しているところです。
- 品確法において、公共工事を実施する者は、技術者の賃金等、労働環境が適正に整備されるよう、適正な額の請負代金を定める下請契約を締結しなければならないこととしています。
- 上記の背景を受け、三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱第1号様式の2建設工事請負契約書の条項において、契約締結後に『法定福利費を明示した請負代金内訳書』を提出することを規定します。(R3.10.1 改訂予定です)

② 法定福利費を明示する意義

- 現場労働者（受注者及び下請業者）の法定福利費は、それぞれの工事ごとの請負金額の中に確保される必要があります。このため、請負代金内訳書において法定福利費を明示し、元請・下請間での必要な法定福利費の確保に繋がります。

(活用イメージ)



明示する法定福利費について

- 建設工事の直接的な作業に従事する現場作業員に係る社会保険料の事業主負担分が対象です。
- 対象となる社会保険は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険です。

詳細については、三重県県土整備部建設業課 HP「建設業のための広場」をご覧ください。

請負代金内訳書について

- 請負代金内訳書は、当初契約締結後14日以内に工程表と併せて提出（1部）してください。

第〇号様式

年月日

三重県知事 あて

受注者
住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

請負代金内訳書

工事名
契約年月日
工期
請負代金内訳 別紙のとおり

| 設計内訳表 | | | | | | | | |
|---------------------|------|----|----|----|-------|----|----|-----|
| (工事名) (会社名・代表者名) | | | | | | | | |
| 項目 | 工事区分 | 工種 | 種別 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 備 考 |
| 本工事費 | | | | | | | | |
| 引:本工事費 | | | | | | | | |
| 道路改良 | | | | 式 | 1,000 | | | |
| 道路土工 | | | | 式 | 1,000 | | | |
| 一般管理費等 | | | | 式 | 1,000 | | | |
| 工事価格 | | | | 式 | 1,000 | | | |
| 消費税及び地方消費税相当額 | | | | 式 | 1,000 | | | |
| 本工事費計 | | | | 式 | 1,000 | | | |

工事費内訳書（入札時提出用）を利用する

(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額(円))

法定福利費

法定福利費の算出方法

- 労務費を算出し、法定福利費を求めるケース
 $\text{労務費総額} \times \text{法定保険料率}$ 労務費に各保険の保険料率を乗じることで算出
- 労務費の算出が困難なケース
 $\text{工事価格} \times \text{工事価格あたりの平均的な法定福利費の割合}$ 工事価格に平均的な割合を乗じて算出 (概ね4%)
- 下請企業から提出された見積書を活用するケース
 $\text{下請 A 法定福利費} + \text{下請 B 法定福利費} + \dots$ 明示された法定福利費を合算して算出

法定福利費の算出については、国土交通省のホームページ等にも掲載されていますので参考にしてください。

【各専門工事業団体の作成した業種ごとの「標準見積書」】

法定福利費を適切に明示するため、各専門工事業団体において「標準見積書」を作成しておりその中で算出方法等の考え方が記載されています。

掲載先：国土交通省 HP「標準見積書」で検索

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順】

国土交通省が公表している法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順です。

掲載先：国土交通省 HP「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」で検索